Paidy加盟店候補紹介委託契約書

XXXXX株式会社（以下「甲」という）と株式会社Paidy（以下「乙」という）とは、乙が提供する決済サービスである「Paidy」（以下「本サービス」という）を利用する販売業者（以下「加盟店候補」という）の紹介業務を甲に委託するにあたり、以下のとおり、加盟店候補紹介委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第１条（目的）

甲および乙は、本サービスの普及および発展を目指し、最大限の努力と誠意をもってその実現に努めるものとする。

第２条（本件委託業務の内容）

乙は、甲に対し、以下の業務（以下「本件委託業務」という）を委託し、甲はこれを受託する。

　　　（１）　乙に対する加盟店候補の紹介

　　　（２）　加盟店候補に対する本サービスへの申込勧誘

　　　（３）　加盟店候補に対する本サービスの説明

　　　（４）　その他前三号に付随関連する一切の業務

　２　甲および乙は、本件委託業務が、甲に本サービスに係る加盟店契約（以下「加盟店契約」という）締結権限ないし加盟店手数料回収権限を付与する趣旨ではないことを相互に確認する。

　３　甲は、本件委託業務を遂行するにあたり、本サービスおよび加盟店契約の内容を十分に理解したうえ、加盟店候補に対して、本サービスおよび加盟店契約の内容について正確な説明を行うものとする。

　４　甲は乙に対して、紹介する加盟店候補を乙において特定できる情報を、乙が定める事項を記載した文書により通知するものとする。

５ 乙による前項の通知の受領をもって、甲の乙に対する加盟店候補の紹介があったものとする。

第３条（注意義務等）

甲は、本件委託業務を善良なる管理者の注意義務をもって遂行するものとする。

　２　甲は、本件委託業務の遂行に関連して、第三者の名誉、信用、プライバシーその他の権利を損なってはならない。

　３　甲は、本件委託業務に関連して、加盟店候補その他の第三者から苦情申立て、訴訟提起その他の請求を受けた場合には、全て甲の責任と負担においてこれを処理し、乙には何らの迷惑もかけない。

第４条（遵守事項）

甲は、本件委託業務を遂行するにあたり、以下の行為を行ってはならない。

（１）甲が加盟店契約締結権限を有しているとの誤解を与える行為

（２） 本サービスにつき、虚偽、誇大、曖昧な説明を行い、加盟店候補の誤解を招くよ　う　な勧誘行為

　 （３）強引な勧誘行為、社会的モラルに反する勧誘行為

　（４）景品、懸賞等を用いた勧誘行為

　　　（５）乙の社会的名誉、信用、評判または利益を損なう行為

　　　（６）加盟店候補に対して、本サービスと関係のない商品、サービスを勧誘、販売する行為

　　　（７）加盟店契約締結に必要な各種書類につき、加盟店候補に代わって署名、捺印する行為

　　　（８）その他、第１条の目的に反する行為

　２　　乙は、甲が前項に違反した場合、甲に対して当該行為の中止、是正、変更等を要請することができ、甲は速やかにこれに従わなければならない。

第５条（加盟店候補）

甲による本件委託業務の対象となる加盟店候補は、以下の条件を満たさなければならないものとする。

1. 乙が加盟店契約において取り扱うことを認めた商品の販売業者であること
2. 本サービスを導入することのできる固有の販売サイト等を有していること
3. 既に乙との間で加盟店契約を締結済みではないこと
4. 既に乙の包括加盟店の店子でないこと
5. 反社会的勢力ではないこと
6. 公序良俗に反する行為を行う販売業者ではないこと
7. その他、乙が加盟店候補として不適当と認める理由がないこと

　２　乙は、甲から紹介された加盟店候補が前項各号の要件を満たすことを乙の裁量で判断するものとし、前項各号のいずれかの要件を満たさないと乙が判断した場合、相当な期間内にその旨を甲に通知するものとする。

３　乙は、甲から紹介された加盟店候補と加盟店契約を締結したか否かについて、甲から紹介をされた後、相当な期間内に甲に通知するものとする。

第６条（広告宣伝）

甲は、本サービスの広告宣伝を行う場合には、その内容について事前に乙の書面等による承諾を得るとともに、乙の指示に従うものとする。なお、本サービスの広告宣伝に要する費用は、甲の負担とする。

第７条（標章の使用）

甲は、本件委託業務の遂行過程において、乙または本サービスに係る商標、ロゴマーク、商号その他の乙の標章を使用する必要がある場合は、乙が事前に提供したものを使用するものとする。ただし、甲は、事前に乙の書面による承諾を得たうえで、本サービスに係る商標、ロゴマーク、商号その他の乙の標章を自ら作成して使用することができるものとする。

　２　甲による乙の標章使用が不適切であると乙が判断した場合、乙は、標章使用の中止、是正、変更等を要請することができ、甲は速やかにこれに従わなければならない。

　３　理由の如何を問わず本契約が終了した場合、甲は、乙の標章使用を即時に中止し、乙の指示により、乙の標章を直ちに返還または廃棄するものとする。

第８条（報告および資料の提出）

乙は、甲に対し、随時、本件委託業務に関する報告書および本件委託業務に関する一切の資料の提出を求めることができるものとする。

第９条（対価）

乙は、甲が乙に対して紹介した加盟店候補と乙との間で加盟店契約（以下「成約契約」という）が締結された場合には、甲に対し、本件委託業務に係る対価を別紙に定めるとおり支払うものとする。

２　　成約契約が甲の紹介に基づいて締結されたといえない場合には、当該成約契約は、本件委託業務に係る対価の算出の基礎から除外されるものとする。

３　　甲および乙は、本件委託業務に係る対価は、本契約の存続を前提に支払われるものであり、本契約が終了した場合には、それ以降に支払日が到来する本件委託業務に係る対価の支払いはなされないことを相互に確認する。ただし、以下の各号に定める対価は、この限りではなく、本契約終了日以降に支払日が到来するときにおいても、乙は甲に対して当該金額の支払いを行うこととする。

　　（１）本契約の終了時点において、本契約別紙の定めに従い繰り越された未払の対価

　　（２）本契約の終了時点において、既に締め日を過ぎ、金額が確定している未払いの対価

第１０条（権利義務譲渡の禁止）

甲は、本契約に基づく契約上の地位、本契約に基づく自己の権利義務を第三者に譲渡し、担保差入し、その他一切の処分をなしてはならない。

第１１条（再委託の禁止）

甲は、乙の書面による事前の承諾なき限り、本件委託業務の全部または一部を第三者に再委託してはならないものとする。

　２　甲は、乙の書面による事前の承諾を得て、第三者に対する再委託を行う場合にも、再委託先の行為を自己の行為とし、再委託先の一切の行為につき乙に対する責任を負担する。

第１２条（秘密保持）

甲は、直接または間接を問わず、本契約に関連して知り得た全ての情報（以下「秘密情報」といい、営業情報、技術情報、経営情報および個人情報等の全てを含むがこれに限定されない）について、本契約期間中はもちろん、本契約終了後においても、秘密として扱い、第三者（弁護士、税理士、公認会計士、その他職務上守秘義務を負担する専門家は除く）に開示、漏洩しないものとする。

　２　甲は、秘密情報を本件委託業務の遂行以外の目的に使用しない。

　３　甲は、秘密情報を滅失・毀損・漏洩等することがないよう必要な措置を講ずるものとし、当該情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負う。

　４　甲は、秘密情報をその責任において万全に保管し、本契約が終了した場合に乙の指示があるときは、その指示内容に従い秘密情報（秘密情報が化体された一切の媒体を含む）を返却または廃棄する。

　５　本条の定めは本契約終了後も有効とする。

第１３条（競業避止）

甲は、乙の書面による事前の承諾がある場合を除き、名義の如何を問わず、本サービスと同一または類似のサービスを自らまたは第三者として運営・提供してはならないものとする。

　２　本条の定めは本契約終了後も有効とする。

第１４条（反社会勢力の排除）

甲は、自社、自社の株主・役員その他自社を実質的に所有し、もしくは支配する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

（１）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

（２）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（３）自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

（４）暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（５）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

第１５条（契約の解除）

　１　乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告なく直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

　（１）　仮差押、仮処分、差押、競売、破産開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始の各申立があったとき、または、公租公課等の滞納による処分がなされた場合

　（２）　解散もしくは営業の全部または重要な一部を第三者に譲渡した場合

　（３）　財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が存する場合

　（４）　乙に重大な危害または損害を及ぼした場合、または及ぼすおそれがある行為をした場合

　（５）　乙または本サービスの信用を著しく毀損したとみなされる場合

　（６）　第４条第１項に定める各条項に違反した場合

　（７）　所在不明となった場合

　（８）　反社会的勢力であることが判明し、または反社会的勢力との関係が判明した場合

（９）　その他、上記各号に準ずる場合

　２　乙は、甲が本契約に違反し、相当の期間を定めて催告を行ったにもかかわらず、履行されない場合は本契約の全部または一部を解除することができる。

　３　前二項に定める他、乙が、本サービスを中止、停止または廃止することを決定し、その旨甲に対して通知した場合には、当該通知発送日から１ヶ月が経過した時点で本契約は終了する。この場合、乙は何らの損害賠償義務を負担するものではない。

第１６条（有効期間）

本契約の有効期間は本契約締結の日から１年とする。

　２　本契約の期間満了日の１ヶ月前までに、甲および乙のいずれからも本契約を更新しない旨の書面による意思表示がなされなかった場合、本契約は１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

　３　本契約の有効期間中であっても、甲または乙は、相手方に対し、３か月前までに書面による通知を行うことにより、本契約を解約できる。

第１７条（協議）

　　本契約に定めのない事項または疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い甲と乙が協議し、円満に解決を図る。

第１８条（準拠法）

　　本契約に関する準拠法は全て日本法とする。

第１９条（裁判管轄）

　　本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙両者記名捺印のうえ各々一通を保有する。

年　　　月　　　日

甲

乙　東京都港区赤坂九丁目７番１号

　　株式会社Ｐａｉｄｙ

　　代表取締役　杉江　陸

別紙

１．対価の計算期間

　　第９条の対価は、毎月1日から月末日の１か月を基準として計算するものとする。

２．対価の計算方法

当該計算期間において、甲から紹介を受けた加盟店（以下、「対象加盟店」という。）における本サービスを通じた売上高からキャンセル分を除外した総額を計算対象対価とし、以下の対象加盟店への決済手数料に応じた割合（税抜き）を乗じた額とする。なお、当該対価に円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象加盟店の決済手数料 | 乙から甲への支払いの割合 |
| 3.5%以上 | 0.4% |
| 3.5%未満 | 0.3% |
| 3.0%未満 | 支払いなし |

３．対価の支払方法

1. 乙は甲に対して、第２項の規定に従って算出された対価に消費税相当額を加算し、振込みにかかる手数料控除後の金額（以下、「支払金額」という。）を、当該計算期間の属する月の翌月末日に甲が指定した金融機関口座に振込みにより支払うものとする。なお、支払日が金融機関休業日の場合は、翌金融機関営業日とする。
2. 対価が振込みにかかる手数料に満たない場合は、当該月の支払いを行わずに次月の支払金額に繰り越すものとし、以後も同様とする。
3. 乙は甲に対して、以下の内容（次月の支払金額の計算期間に繰り越す場合はその旨）を記載した「支払明細通知書」を作成し、支払期日までに送付するものとする。
* 当該月の対象加盟店名
* 当該月の増加（若しくは減少）
* 対象加盟店数
* 計算締日時点で有効の対象加盟店数
* 対象売上総額
* キャンセル額
1. 本契約の終了時点において当該繰り越された未払金額がある場合、乙は甲に対して、本契約終了日の属する月の翌月末日までに、当該未払金額を支払うものとする。

４．その他

① 乙が、加盟店規約の規定に違反もしくはその虞があると判断し、加盟店契約を解除することを決定した対象加盟店については、乙が当該判断をした当月以降、計算対象から除外するものとする。

② 乙が甲に対価の支払いを行う期間は、対象加盟店と乙との契約成立後3年間とする。

③ 対象加盟店が、すでに乙の他のパートナー企業から紹介されていた場合は、対価を上記２で算出された額の半額とする。また、本契約締結後、乙の他のパートナー企業から対象加盟店の紹介があった場合は、以降の対価を上記２で算出された額の半額とする。